

埼玉県経営政策会議 設置要綱

(平成17年4月14日制定)

(設置)

第1条 県の基本的な政策について審議するため、埼玉県経営政策会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に関する事項を所掌する。

- (1) 県政運営上の重要事項に関すること
- (2) 行財政改革に関すること
- (3) その他知事が必要と認めた事項

(組織)

第3条 会議は、知事、副知事、知事室長、企画財政部長、総務部長をもって構成する。

2 議長を置く。

3 議長は、知事又は知事が指定する者をもって充てる。

4 議長は、会議を代表し、議事を総括する。

(会議)

第4条 会議は、議長が招集する。

2 議長は、必要があるときは構成員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

(会議の公開)

第5条 会議は、審議事項に係る事務及び事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき、又は公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずるおそれがあると認められるときは、公開しないことができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、企画財政部計画調整課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、議長が別に定める

附 則

この要綱は、平成17年4月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。